

強い農業づくり交付金

－ 経営力の強化 －

【平成20年度概算決定額：24,913,846（34,066,950）千円の内数】

対策のポイント

認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積の加速化等を図り、「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造」を確立します。

（農業構造の展望とは）

「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにしたものです。

食料・農業・農村基本計画（17年3月閣議決定）と併せて提示しており、平成27年における望ましい姿として、効率的かつ安定的な農業経営が家族農業経営で33万～37万程度、集落営農経営で2～4万程度、法人経営で1万程度となることを展望しています。

1. 担い手の育成・確保

政策目標

		担い手の育成・確保	
<平成18年>		<農業構造の展望（平成27年）>	
認定農業者	約23万	→	効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万
集落営農	約1万2千	→	効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

<内容>

（1）整備事業

① 経営構造対策

効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を図るため、認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備を支援します。※新規採択は、担い手育成緊急地域等が対象です。

【交付率：定額（1／2以内等）】

【事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体、第3セクター、PFI事業者等】

② 集落営農育成・確保緊急整備支援

集落営農の組織化・法人化の加速的な推進を図るため、集落内の農家の保有する農業用機械の整理合理化計画を策定し、個人所有の農業用機械の整理に向けた農業用機械の査定・廃棄処分及び新たに必要となる農業用機械の導入等を支援します。

【交付率：定額（1／2以内等）】

【事業実施主体：都道府県、市町村、担い手育成総合支援協議会、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、農業者等の組織する団体、第3セクター等 等】

（2）推進事業

① 農薬飛散防止普及活動緊急支援

農業者に求められる農薬飛散防止対策への的確な対応等に向けた普及活動を支援します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県】

2. 担い手への農地利用集積の促進

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上
<平成17年> 約4割 → <農業構造の展望（平成27年）> 7～8割程度

<内容>

(1) 推進事業

① 集落農地利用調整

集落の合意形成に向けた戸別訪問による農地のあっせん活動及び集落の農地利用調整のための計画づくり並びに農用地利用規程の作成支援等、**集落営農の組織化・法人化を推進**します。 【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

② 特定法人等農地利用調整緊急支援

地域の建設業者や食品産業等の企業が円滑に農業に参入できるよう企業の参入意向を把握し農業参入に必要な情報を提供するとともに、**参入希望のある企業等**に対し農地の利用調整活動を実施します。 【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

③ 優良農地確保支援対策等

農業委員会による農地の利用調整活動を踏まえ、普及組織と連携し**遊休化が解消された農地を優良農地として定着させ遊休化の再発防止**を図ります。

また、普及組織が実施する地域に合った新技術の活用による**遊休農地の解消や農地の効率的利用**についての普及指導活動を支援するとともに、**企業等の農業参入法人に対する濃密な農業生産技術・経営指導活動**を支援します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県、農業委員会】

④ 連携強化推進体制整備

都道府県及び地域段階の農業委員会系統組織と関わりのある農業団体との連携強化に向け、**農地等情報の共有化等の活動**に対し支援します。

【交付率：定額（1／2以内）】

【事業実施主体：都道府県農業会議、農業委員会】

3. 新規就農者の育成・確保

政策目標

新規就農者の育成・確保
新規就農青年数の確保者数 12千人／年（平成21年度まで）

<内容>

(1) 整備事業

① 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備

次代の農業を担う青年農業者を育成・確保するため、農業に関する研修教育の中核機関である道府県農業大学校等の研修教育施設、調査研究用施設及び市町村等が行う実践的個別技術の研修向け施設等の整備を支援します。

また、道府県農大校等における多様な就農形態に対応した研修教育課程の設定に伴う施設整備等を**再チャレンジ優先枠**を設け支援します。

【交付率：定額(1/2以内)】

【事業実施主体：都道府県、青年農業者等育成センター、市町村、
NPO法人 等】

(2) 推進事業

① 若者・女性就農チャレンジ支援

普及指導センター及び関係機関の連携による若者・女性の新規就農者の定着に向けた濃密な技術指導及び集落営農組織等に対する新規就農者受入・活用指導を支援します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県】

② 農業研修教育・農業総合支援センター施設支援

道府県農大校等における多様な就農形態に対応した研修教育課程の設定に伴う体制整備等を再チャレンジ優先枠を設け支援します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：都道府県、青年農業者等育成センター、市町村、
NPO法人 等】

【事業実施期間：平成17年度～平成21年度】

担当課：経営局経営政策課 (03-6744-2143 (直))
構造改善課 (03-3501-3741 (直))
普及・女性課 (03-3501-1962 (直))